

その他

戦没者等のご遺族の皆さんへ 特別弔慰金の支給が始まります

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。

対象者 戦没者等の死亡当時の遺族

1人

内容 額面25万円の5年償還の記名

国債

請求期間 平成30年4月2日(月)まで

問合せ先

・いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-9871

・愛知県地域福祉課

☎052-954-6632

刈谷医師会

・認知症市民フォーラム

・地域で支える認知症

・認知症サポーター養成講座

とき 7月3日(日)

午後2時～4時

(開場/午後1時30分)

ところ 刈谷市総合文化センターア

イリス2階大ホール

定員 1,000人(入場無料)

※予約は不要
※もの忘れ・認知症について知りた
い方、心配な方、どなたでも気軽
に参加してください。

内容

◆講演(午後2時10分～3時10分)

①「認知症介護者の心がまえ」あな
たの大切な人が認知症になったら
「富安斉先生(半城土とみやすク
リニック)」

②「実母の介護から」池田ちみ子さん
(認知症の人と家族の会愛知県支
部世話人)

③休憩(午後3時10分～3時20分)
フリフリグッパーパー体操

◆認知症サポーター養成講座

(午後3時20分～4時)

「あなたも認知症サポーターになり
ませんか」

共催 刈谷医師会、刈谷市、エーザ

イ株式会社

問合せ先

・刈谷医師会

☎22-11622 (午前9時～午

後5時30分 土・日曜日を除く)

・いきいき広場内福祉まるごと相談

グループ

☎52-9610

碧南警察署からのお知らせ 不法就労・不法滞在防止 にご協力を!

◎事業主の皆さんへお願い

- 外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書などの実物で在留資格、在留期間を確認してください。
- 「短期滞在」「留学」「家族滞在」などの在留資格は、原則就労活動が認められておらず、アルバイトを行う場合は、あらかじめ入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。これら留学生などについては、資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。
- 在留カードには、就労制限の有無や資格外活動に関して明記されていることから、当該外国人が不法就労者と知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。不明な点は、碧南警察署、もしくは入国管理局に問い合わせるなどして確認し、適正な外国人の雇用に努めてください。

問合せ先 碧南警察署地域課 ☎46-0110



税金が全額所得控除だから
税金おトクな基金
一生もらえる年金が増えるから
老後にゆとりの基金
だから
入ってよかった基金

わたしも
入っています。
優香

愛知県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満
の方も国民年金基金に加入できます。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F
<http://www.aichikikin.or.jp>

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
お気軽にお電話ください。

フリーダイヤル
☎0120-43-63-73